

海津市第10期介護保険事業計画介護予防・日常生活圏域ニーズ調査等支援業務仕様書

1. 委託業務

海津市第10期介護保険事業計画介護予防・日常生活圏域ニーズ調査等支援業務

2. 目的

本業務は、「海津市第10期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」策定にあたり高齢者等の介護実態を把握し、第10期事業計画の策定に必要な基礎資料を得ることを目的とし、業務委託する。

3. 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

4. 委託業務の内容

(1) 調査の種類

- ・介護予防・日常生活圏域ニーズ調査
- ・在宅介護実態調査
- ・事業所ヒアリング調査

(2) 調査票の設計

国から提示された調査票（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査、事業所ヒアリング調査）の必須項目およびオプション項目を基本とし、市独自の設問や第9期から継続して調査が必要な設問の設計を行う。

(3) 調査票等の作成・印刷

- ・調査票および封筒については、発注者の要望を踏まえた原稿を作成し、レイアウト調整を行い、印刷する。
- ・発送用封筒および返信用封筒を作成し、印刷する。

区分	仕様	対象者数	実施時期	備考
調査票（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査）	A4版、両面印刷、黒一色刷	2,500人程度	令和8年1～2月頃	A4版、約20頁
発送用封筒	角型2号、封緘テープ付、黒1色刷	2,500人程度		「（調査名）調査票在中」、発送元、後納料金の表記印刷
返信用封筒	長型3号、封緘テープ付、黒1色刷	2,500人程度		「（調査名）調査票在中」、返信先宛名、料金受取人払承認番号・バーコードの表記印刷

※なお、在宅介護実態調査（A4版、約2頁）および事業所ヒアリング調査（A4版、約10頁）は調査票の設計のみ

(4) 発送準備等

- ・郵送調査にかかる発送郵送料は、受注者負担とする。
- ・受注者は事前に発送に係る料金後納郵便および返信にかかる料金受取人払いに必要な手続きを行う。
- ・発送用封筒に調査票、返信用封筒を封入・封緘し、宛名ラベルを貼付けする。
- ・宛名ラベルについては、発注者で作成し受注者に提供することとする。
- ・発送書類の合計重量は100g以内、返信用書類の合計重量は50g以内であること。

(5) 調査票の発送および回収

- ・調査票の発送は受注者が実施する。
- ・調査票の返信先は発注者とし、その返信にかかる郵送料は受注者が負担する。

(6) 報告書等の作成および納品

- ・報告書はA4版で作成し、調査票データは印刷可能な電子データ（ワード・及びPDF形式）にしたものとする。

(7) 打合せ協議

- ・業務内容は先に挙げた内容を基本とするが、国の新たな制度設計、計画策定に係る通知の内容によって変更が生じることがあるため、発注者と緻密な打ち合わせ協議を行う。また、その内容について記録し、発注者と共有すること。

5. 成果品

- ・調査票データ（ワード及びPDF形式）
- ・報告書

6. 報告書の納入期限

- ・令和8年3月31日（水）

7. 委託料の支払い

委託料は完了払いのみとする。

8. その他

- (1) 受注者は、本業務を進めるにあたり、随時必要とする事項について支援するものとする。
- (2) 受注者は、社内規定として「個人情報保護指針」等のプライバシー・ポリシーを明文化している必要があるものとする。また、個人情報保護のための社内研修を全従業員対象に実施していること。
- (3) 受注者は本業務の統括、監督を行う担当者を選任し、発注者との業務連絡窓口を担当する。
- (4) 受注者は、契約締結後速やかに業務に関わる打合せを行い、打合せ後1週間以内に業務計画表を提出する。
- (5) 成果品に関する著作権は全て本市に帰属するものとする。
- (6) 受注者は業務の実施予定、実施状況の確認施行等について、発注者から対応を求められたときは速やかに対処する。

- (7)受注者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはいけない。また、その職を退いた後も同様とする。
- (8)本仕様書に定めのない事項あるいは疑義の生じた事項については、別途協議し決定する。
- (9)本業務の実施にあたっては、厚生労働省老健局が実施する「第10期介護保険事業計画作成に向けた各種調査等に関する説明会」等の第10期介護保険事業計画作成の主旨を十分理解したうえでその内容に沿うように実施すること。